

令和 5 年 6 月 22 日現在

機関番号：31301

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2022

課題番号：19K14052

研究課題名（和文）イギリスにおける排除のリスクの高い生徒に対するキャリア教育・ガイダンス

研究課題名（英文）Careers education and guidance for pupils at high risk of exclusion in the UK

研究代表者

白幡 真紀（SHIRAHATA, MAKI）

仙台大学・体育学部・教授

研究者番号：70746552

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,800,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、イギリス（イングランド）の中等学校段階における排除のリスクが高い生徒を対象に、キャリア教育・ガイダンスを通じた学校内外の移行支援についてその政策背景および制度的枠組みと課題を明らかにし、学校主導のキャリア教育・キャリア支援の専門性のあり方について、日本との比較により検討した。2010年の政権交代以降、イギリスのキャリア・ガイダンスは、政府の直接的関与領域を減らし、学校へ責任を委譲する学校主導のキャリア支援へと変化した。これにより、学校のキャリア教育・ガイダンスはどのように変化したか、その実践的課題は何かについて、日英比較による学校内の専門性の確保に焦点を当てて明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的独自性は、これまでに先行研究で明らかにされた中等学校に対するキャリア・サービスの役割の減少、専門性の低下、地方当局の関与の低下という知見に加え、学校内外のキャリアに関する専門家が2012年改正後に学校システムの中でどのように位置づけられているかを調査した点である。特に排除のリスクの高い生徒や支援の必要のある生徒に対し、学校が専門性の確保をどれだけシステム内に確保しているか、または別の手段を講じているのかを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：This study identifies the policy context and institutional framework and challenges of supporting transitions through careers education and guidance for pupils at high risk of exclusion at secondary school level in the United Kingdom (England) and Japan, focusing the professionalism of school-led careers education and career support. By virtue of the Education Act 2011, careers guidance in England has shifted towards school-led careers support, reducing direct government involvement and devolving responsibility to schools. How this has changed careers guidance in schools, and what the practical challenges are, were identified, with a focus on ensuring professionalism within schools through a comparison between Japan and the UK.

研究分野：比較教育学

キーワード：キャリア教育 カリヤ・ガイダンス カリヤ・サービス 支援の必要な子ども イギリス

1. 研究開始当初の背景

イギリスでは、2012 年に行われた後期中等教育段階におけるキャリア教育・ガイダンス改革（以下、2012 年改正）により、学校におけるキャリア教育やキャリア支援のあり方が大きく変わる事となった。この学校のキャリア・ガイダンス提供における従来のパートナーシップ体制がどのように変容し、特にこれまで重点的に支援を受けていた排除のリスクの高い生徒の支援がどのような方向に向かおうとしているのかについて、全体的な構図は見えてきていなかった。注目すべき点として、これまで生徒の対面キャリア・ガイダンスの提供に大きな役割を担ってきたキャリア・サービスの関与が薄れ、学校独自の試みが求められる中、資格を持ったキャリア・アドバイザーによるガイダンスの提供の減少など、学校におけるキャリア・支援の専門性の低下が議論されている点である（Career Development Institute, 2015; Langley et.al., 2014）。旧コネクションズ（Connexions）と新しい全国キャリア・サービスの役割の違い、地方当局の関与の低減に加え、学校内の予算などさまざまな要因が考えられるが、これには政府の「キャリア専門家の関与の低減」「助言より啓発」という提言の影響も大きく、2012 年改正導入にあたっては慎重な議論が行われたとされているが、この点に関して十分な検証がされたとは言いがたい。

キャリア教育・キャリア支援提供の全体的構図の解明の一端として、2012 年改正で特に大きな変更となったパートナーシップ体制の変容をもたらした学校主導のキャリア教育・ガイダンスおよびキャリア支援の課題について、特に排除のリスクの高い生徒、支援の必要な生徒に対する提供の専門性の確保に焦点を当てて考察を行う必要があると考えられた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、2012 年改正後のイギリスにおけるキャリア教育・ガイダンスの提供の変容について、特に学校における専門性の確保という観点から検討することを目的とした。学校主導となったキャリア教育・ガイダンスにより、排除のリスクの高い生徒や支援を必要とする生徒に対しどのような学習や支援の提供を行っていくか、学校内外の専門家、キャリア・コーディネーターやキャリア・アドバイザーを学校内のシステムにどう位置付けしていくかを分析の視点とした。

COVID19 の蔓延により、一時学校現場は混乱に陥った。そのため、COVID19 以前と以降で社会状況の影響を測ることが困難となったため、研究目的の達成のため、COVID19 以前のデータが入手しやすく、また先行研究の蓄積が少ない「支援の必要な子どもたち」の中でも、特に排除のハイリスク層である「学校から弾かれる子どもたち」に焦点を当てることとした。学校基盤のキャリア教育・ガイダンスへの変化により、メインストリームの学校から弾かれる子どもたちはどのような学習や支援を受けられるのか。この点を問題意識として、2012 年改正後の変容について調査研究を行うこととした。

3. 研究の方法および研究の対象、用語の定義

研究の方法は、文献調査および関係機関への訪問聴取調査を計画していた。しかし、COVID19 の影響により、研究期間内においては海外への渡航は困難を極め、訪問調査は一度だけしか実現できなかった。そのため、研究方法を若干変更し、文献調査を中心に行い、さらにオンラインでのインタビューやメール等での質疑を行った。

さらに、2019 年以前に行った訪問調査の結果も利用し検討を行った。訪問調査はロンドン中心部にある A アカデミー、B スペシャル・スクール、C オルタナティブ学習機関、国内では A 県立 D 高等学校のそれぞれである。

また、研究対象に関しては実際の学校での取り組みよりも、政策・行政システム・周辺状況に関する分析を中心に行った。本研究が対象とするのは以下のとおりである。主にイングランドの中等教育段階（キーステージ 3 および 4（11 歳から 13 歳、14 歳から 16 歳、8・9・10・11 年生））に焦点を当てる。キャリア教育・ガイダンスは小学校段階から実施されているが、進路分岐を目前にしたキーステージ 3 と 4 をメインとする。オルタナティブな教育経路に関しては、義務教育段階全体について検討したが、中等前期を中心として分析を行った。

本研究における「中等学校」「学校」とは、中等教育を提供する公立維持学校（maintained school）、スペシャル・スクール（特別支援学校、special school）、アカデミー（academy）を指す。正確には、2011 年教育法第 29 条「イングランドにおける学校のキャリア・ガイダンス」第 1 項（2）の「学校（school）」の定義に基づいた学校である。

イングランドでは、中等学校段階におけるキャリアや仕事に関する学習や進路相談を「キャリア教育・ガイダンス」と称するのが一般的であったが、2012 年改正後、政府はキャリア・ガイダンスにキャリア教育を含むという定義づけを行った（DfE, 2012: 11）。しかし、キャリア・ガイダンスにキャリア教育を含むという考えはあまり一般的ではないため、ここでは学校におけるキャリアに関する学習や活動全般をキャリア教育・ガイダンスとする。また、これまではキャリア・

ガイダンスとは専門的知識と経験を持つキャリア・アドバイザーからの助言や支援を指していた。しかし、2012年改正により、キャリア・ガイダンスは情報収集、イベント開催からキャリア教育をも含む広範な活動として規定された。これもここでは以前の定義を使用し、教師やキャリア・アドバイザーなどからの支援や助言を指す場合をキャリア・ガイダンス(あるいは単にガイダンス)とする。

また、本来、学校においてはキャリア・ガイダンスのマネジメント等を担当するキャリア・コーディネーターとキャリア・アドバイスを提供するキャリア・アドバイザーは異なる働きをすることがあるが、それぞれの学校や組織により職務や名称の定義が異なるため、ここでは学校のキャリア教育・ガイダンス担当として専門的に雇用されている者をキャリア・アドバイザーとして統一する。ただし、資格としてのキャリア・アドバイザーを指す場合はその旨追記する。学校においてキャリア担当者が行う業務全般はキャリア・ワーク、学校の内外での業務をキャリア支援、移行支援とする。

イギリスの場合、学校における弱者を想定するなら、LGBTQなどの個人の嗜好や宗教、社会的コホートよりむしろ特別な教育的ニーズ(Special Educational Needs: SEN)と無料給食(FSM)など、その脆弱性ゆえに公的な支援を受ける生徒を想定することが、第一選択肢となると考えられる。また、こうした属性ごとの統計も取られているため、調査も客観的データを収集しやすい。

SENの生徒は、身体的SENは除き、社会的・感情的・社会的困難(BESD)や、いわゆる問題行動の多い(challenging)な生徒がどのようにメインストリームの学校からオルタナティブ学習機関に移行するか、また地方当局からケアを受けながら社会への移行がどのように行われるか、について検討する。SENおよび学習の困難かつ/または障害を有する(Learning Difficulties and/or Disabilities: LDD)生徒のほか、家庭の事情などから社会的養護や支援を受けるLAC(Looked After Children)生徒、そして貧困家庭やニートになるリスクの高い生徒など、地方当局の支援を受ける「困難を抱える(Children in Need、以下 in Needの生徒)」児童生徒全般(すなわち、上記「支援の必要な」児童生徒の範囲に in Needの児童生徒がおり、その中にLAC生徒が定義付けられる)に加え、排除のリスクの高い要因を複数持つ子どもたちを「支援の必要な」立場の子どもとして使用する。

4. 研究成果

●労働党政権下のキャリア・ガイダンスと2012年改正

イングランドのキャリア教育・ガイダンスは、学校とキャリア・サービスによるパートナーシップ体制が高く評価されてきた(OECD, 2004 / Roberts, 2013: 240)。しかし、2001年に新しいキャリア・サービスとしてコネクションズ(Connexions)・サービスが設立され、キャリア・サービスの在り方が大きく変わる事となった。コネクションズ・サービスの理念は、今までそれぞれが独自に行ってきた若者に関する専門機関のサービスを横断的に結びつけ、整合性と一体性のある政策を届けることとされた。13歳から19歳の全ての若者はコネクションズ・サービスのパーソナル・アドバイザーから支援を受け、ひとりのパーソナル・アドバイザーが何人かの若者を継続的に担当し、1対1の首尾一貫した支援体制が取られた。その特色は、第一にこれまで縦割りで行われていた若者に対するそれぞれの支援をひとつの窓口でできるようになったこと、第二に、支援のターゲットがリスクの大きい層に絞られ、そのアウトプットが問われるようになったことである。

これまでにない領域横断的な若者支援を行うコネクションズの活動は国内外に注目され、その革新的な試みに高い評価を受けつつも、さまざまな課題も指摘される事となった。

もっとも大きな問題は、要求される仕事に対して、人的資源が不足した事である(Watts, 2001: 168-172 / Chadderton, 2015: 85)。パーソナル・アドバイザーはすべての若者に対する支援を担保するようになっているが、数字上はリスクが高いとされる若者だけでも手一杯な状態になることが明らかであった。そのため、コネクションズは専門的(specialist)なガイダンスと一般的(universal)なガイダンスの両方を提供することとされていたが、実際にすべての若者に両方のガイダンスを提供することはできず、排除のリスクの高い若者にもみ集中的に支援を行う事となった。特に、多くの学校において成績のよい者ほどガイダンスのインタビューを受けていないという結果も明らかにされている(McGowan et al., 2009)。パーソナル・アドバイザーへの過度の負担、さらに、コスト的な限界や過度な数値目標、そして費用対効果を疑問視する声もあがるようになる。2008年にはコネクションズが行ってきたキャリア・ガイダンスに関する責任は地方当局へ移譲された。2012年から地方コネクションズは、地方当局での予算カットを理由に次々と活動休止となり、2013年9月には中等学校でのキャリア・サービスの提供は終了する事となった。

そして、2011年教育法を根拠に、2012年からイングランドのキャリア教育・ガイダンスは内容・支援体制とも大きく転換した。その転換とは、第一に、2012年改正によって、カリキュラム内におけるキャリア教育(および職場関連学習)提供の法的義務は廃止されたことである。第二に、地方当局も生徒への一般的なキャリア・ガイダンスを提供する法的義務はなくなった。第三に、学校やカレッジではガイダンスの決定に関わる裁量が拡大したが、この費用負担を求められることとなる。そして、2014年4月、教育省はキャリア・ガイダンスに関する法的要件にあたる指導要領(statutory guidance)と、ガイダンスにあたっての強制ではない推進項目である指導指針(non-statutory guidance)を発表した(DfE 2014a, 2014b)。これにより、イングランドで

は第8学年(12-13歳)から第13学年(17-18歳)までのすべての生徒に、学校以外の第三者との連携によるキャリア・ガイダンスが義務付けられることとなった(DfE, 2014a: 7, Statutory Duty)。

この2012年改正後まもなく、学校におけるキャリア教育・ガイダンスの取り組みについて、教育水準局(Ofsted)が視学を行った。その結果、第9・10・11学年のすべての生徒について、進路決定を支援するために必要なレベルからは、5校に1校しか効果的なガイダンスを行っていないとは言えない状況が明らかになった。さらに、特に支援が必要な生徒に対する地方当局との連携、キャリア・アドバイザーの質、全国キャリア・サービス(National Careers Services)の支援のあり方について問題視した(Ofsted, 2013: 5-6)。政府はこの教育水準局の勧告を受け止め、改善を図るとともに、情報提供や職場体験などを推進し、Webサイトの活用など、キャリア・リソースをより充実させていく方向性を打ち出した(HM Treasury, 2013)。

しかしながら、先行研究の数々の調査は、この2012年改正により学校におけるキャリア教育・ガイダンスの質・量ともに大きく低下したことを報告している(Ofsted, 2013; Langley et al., 2014: vi; Watts, 2013: 445; Career Development Institute, 2015:4)。学校はさまざまなプロバイダーを選択することが可能だが、これは逆に供給側にとっても学校は数ある契約者のうちのひとつにすぎないということである。Wattsは、このことが従来のパートナーシップ・モデルを弱体化したと指摘しており(Watts, 2013: 445)。Hughesらは、キャリア・サービスの民営化と市場化がむしろサービス供給の悪化と分断化を招いたと指摘する(Hughes et al. 2015)。そして、この直接的原因は、政府および地方当局のキャリア教育・ガイダンス支援に対する予算削減である。特に、専門家としてのキャリア・アドバイザーの関与が減少したことが明らかになった(Career Development Institute, 2015)。

2012年改正により、これまでキャリア・サービスとのパートナーシップによって行われてきたキャリア教育・ガイダンスは学校主導型へと転換することになる。また、コスト負担に伴うキャリア・ワークの専門性の低下が議論されることとなった。

●学校内におけるキャリア・ガイダンスの提供とその課題

先行研究の調査の知見では、イギリスの学校において2012年改正の影響は少なくなく、特にこれまでキャリア・サービスが行ってきた1対1キャリア・ガイダンスの顕著な減少と学校におけるキャリア・ワーク全体の減少傾向が明らかになった。

これまでのキャリア・サービスとのパートナーシップから学校主導へと変容することで何が問題となり得るのか。先行研究と訪問聴取調査から、それが第一に就職やインターンシップに関わる地域企業や雇用主とのパートナーシップであり、第二にキャリア教育のカリキュラムへの構造化と教師の負担の問題、第三に学校内の専門家の立場および専門性の弱化的問題、これらのすべての問題と関連するが、第四にコストの問題である。

すなわち、すべてに金銭的成本の問題が関連しており、効果的なキャリア・ワーク提供のための学校内での優先順位の確保という問題はますます大きくなっている。限られたコストの中で優先的に配分されるべきは、キャリア・ワークではなく生徒の成績に直結する教科であると考えられる学校は少なくないであろう。

●支援の必要な子どもたちに対する移行支援

SEN生徒をはじめとする支援の必要な生徒への支援をめぐっては、2014年改革を機に支援システムが一新された。SEN支援体制においては、EHCプランの導入により一貫性のある、よりニーズにあった支援が期待された。EHCプラン導入における経過や課題に関する調査は別稿に譲ることとするが、地方当局の役割についてはローカル・オファターの開始など情報提供の重要性がより一層強調される形となった。政府や関連団体が提示する具体的なキャリア・ガイダンスの形は、第一にイベント参加や情報収集によりSEND/LDDの若者の進路や就職にどのようなものがあるかを保護者と共に理解すること、第二に職場体験や支援付インターンシップなどの段階的な職業訓練へ参加することが推奨されている。

支援の必要な生徒に対するキャリア・ガイダンスの実施および学校内外の支援体制の態様については、学校訪問による事例検討と先行調査の分析により、政策方向性変更の影響よりむしろ、予算編成の影響が大きいとの見解が聴取できた。政府の方向性とは逆に、特に支援の必要な生徒に対してはキャリア・アドバイザーや支援に関わるスタッフの高い専門性が求められていることが明らかになっている。

これらの知見からは、支援の必要な生徒の中でも支援の必要の度合いが少ない、あるいはグレーゾーンの生徒には十分なキャリア支援が行き渡らない可能性が高い点が示唆された。この点を公的支援の問題として指摘した。

●学校から弾かれる子どもたち～オルタナティブ学習機関、また義務教育段階の停・退学

これらの調査結果および研究の知見については下記論文にて発表を行った。

●残された検討課題

本研究期間においては、COVID19拡大の影響により、十分な現地調査ができなかったが、これまでの調査の結果や文献調査により検討を行った。訪問調査の結果や本研究で明らかにされ

た知見の詳細については、下記論文にて公開されている他、論文投稿の準備を進めている。

しかし、現地の調査でなければ得られない知見も多く、より多くの事例を収集したい。また、研究の結果としてキャリア・ガイダンスにおけるコストの問題が大きく影響している可能性が示唆された。この点をより具体的に明らかにすることを今後の課題としたい。

【発表論文】

●査読付

白幡真紀「イギリスの中等学校における包摂と排除の考察—義務教育段階の停・退学と支援の必要な生徒に焦点を当てて—」東北教育学会『東北教育学会研究紀要』第25号, pp.15-28, 2022.3..

白幡真紀「困難を抱える若者に対する学習機会と支援提供および教育相談体制—イギリスのオルタナティブ学習支援(Alternative Provision)をめぐる課題から—」東北教育学会『東北教育学会研究紀要』第24号, pp.15-28, 2021.3.

●査読無し

白幡真紀「不登校生徒に対するオルタナティブな学校外教育とキャリア支援—米国グアムにおける語学学校の実態調査から—」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』第68集第1号, pp.257-268, 2019.12.

Career Development Institute (CDI) (2015) *Survey of Career Education and Guidance in Schools and Links with Employers*, May 2015, Career Development Institute and careers England.

Chadderton, Charlotte (2015) The new statutory requirements in careers guidance in England and the implications for careers provision under the Coalition Government, *London Review of Education*, Volume 13, Number 2, pp.84-97.

Department for Education (DfE) (2012) *The Education Act 2011, The duty to secure independent and impartial careers guidance for young people: Statutory guidance head teachers, school staff, governing bodies and local authorities*, Participation Division, Department for Education, March 2012.

Department for Education (DfE) (2014) *Careers guidance and inspiration in schools: Statutory guidance for governing bodies, school leaders and school staff*, April 2014.

HM Treasury (2013) *Inspiration Vision Statement*, Ref: BIS/13/1176, September 2013, Department for Business, Innovation & Skills.

Langley, E., Hooley, T., Bertuchi, D. (2014). A career postcode lottery? Local authority provision of youth and career support following the 2011 Education Act. Derby: *International Centre for Guidance Studies*, University of Derby.

McGowan, A., Watts, A.W., and Andrews, D. (2009) *Local Variations. A Follow-up Study of New Arrangements for Connexions/Careers/IAG Arrangements for Young People in England*. CfBT Education Trust.

OECD (2004) *Career Guidance and Public Policy: BRIDGING THE GAP*, Organisation for Economic Co-operation and Development.

Ofsted (2013) *Going in the right direction? Careers guidance in schools from September 2012*, No. 130114, September 2013.

Roberts, K. (2013) Career guidance in England today: Reform, accidental injury or attempted murder?. *British Journal of Guidance & Counselling*, 41(3), 240–53.

Watts, A. G. (2001) Career guidance and social exclusion: A cautionary tale. *British Journal of Guidance & Counselling*, 29(2), 157–76.

Watts, A. G. (2013) False dawns, bleak sunset: the Coalition Government's policies on the career guidance. *British Journal of Guidance & Counselling*, 41(4), 442-453.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 白幡 真紀	4. 巻 25
2. 論文標題 イギリスの中等学校における包摂と排除の考察 義務教育段階の停・退学と支援の必要な生徒に焦点を当てて	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 東北教育学会研究紀要	6. 最初と最後の頁 15-28
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 白幡 真紀	4. 巻 24
2. 論文標題 困難を抱える若者に対する学習機会と支援提供および教育相談体制 イギリスのオルタナティブ学習支援 (Alternative Provision)をめぐり課題から	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 東北教育学会研究紀要	6. 最初と最後の頁 15-28
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 白幡 真紀
2. 発表標題 支援が必要な生徒の包摂と排除に関する考察 イギリスの中等学校の停・退学に焦点を当てて
3. 学会等名 日本国際教育学会第31回研究大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 白幡 真紀
2. 発表標題 イギリスにおける学校の停・退学 (exclusion) に関する現状と課題 パルネラブルな生徒の教育支援に焦点を当てて
3. 学会等名 東北教育学会第77回大会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------